

① **資本金の額の減少について**  
第4回財政部会（令和5年8月21日）



# 会計処理の見直しについて(一般会計繰入金及び市町負担金の計上見直し)

- 令和元年度の公営企業会計への移行に伴い、減価償却費を計上することとなり、これに対応する収入が不足していることによって収益的収支に赤字が発生
- 令和4年3月29日の経営審議会に諮った上で、令和4年度から会計処理の見直しを適用し、令和4年度以降は同理由により赤字が生じることはなくなった。
- 一方、令和4年度末時点で29億4千6百万円の累積欠損金があり、令和5年8月21日の財政部会に諮った上で、同額について令和5年度に資本金の額の減少(減資)を行った。

[参考] 収益的収支(3条) 決算

(単位:百万円)

区分	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	累計
収入 A	16,666	12,641	12,039	14,359	55,705
支出 B	18,075	13,276	13,135	14,165	58,651
差引 C(A-B)	△ 1,409	△ 635	△ 1,096	+ 194	△ 2,946

※消費税及び地方消費税を控除した額

↑ 令和4年度から  
会計処理の見直しを適用

変更前 (R元~R3)		(収入)	(支出)
収益的 収支	一般会計繰入金① (高度処理等)		維持管理費
	市町負担金① (維持管理負担金)		支払利息
	長期前受金戻入		減価償却費
	<b>赤字 要因</b>	<b>収入不足</b>	
資本的 収支	建設負担金		建設改良費
	企業債		
	国庫補助金		
	負担金	市町負担金② (資本費)	企業債償還金
出資金 (資本金)	一般会計繰入金②		

# 会計処理の見直しの概要について①

## 1 令和4年度から適用した計上見直しの内容等（別添、会計処理の変更イメージ図参照）

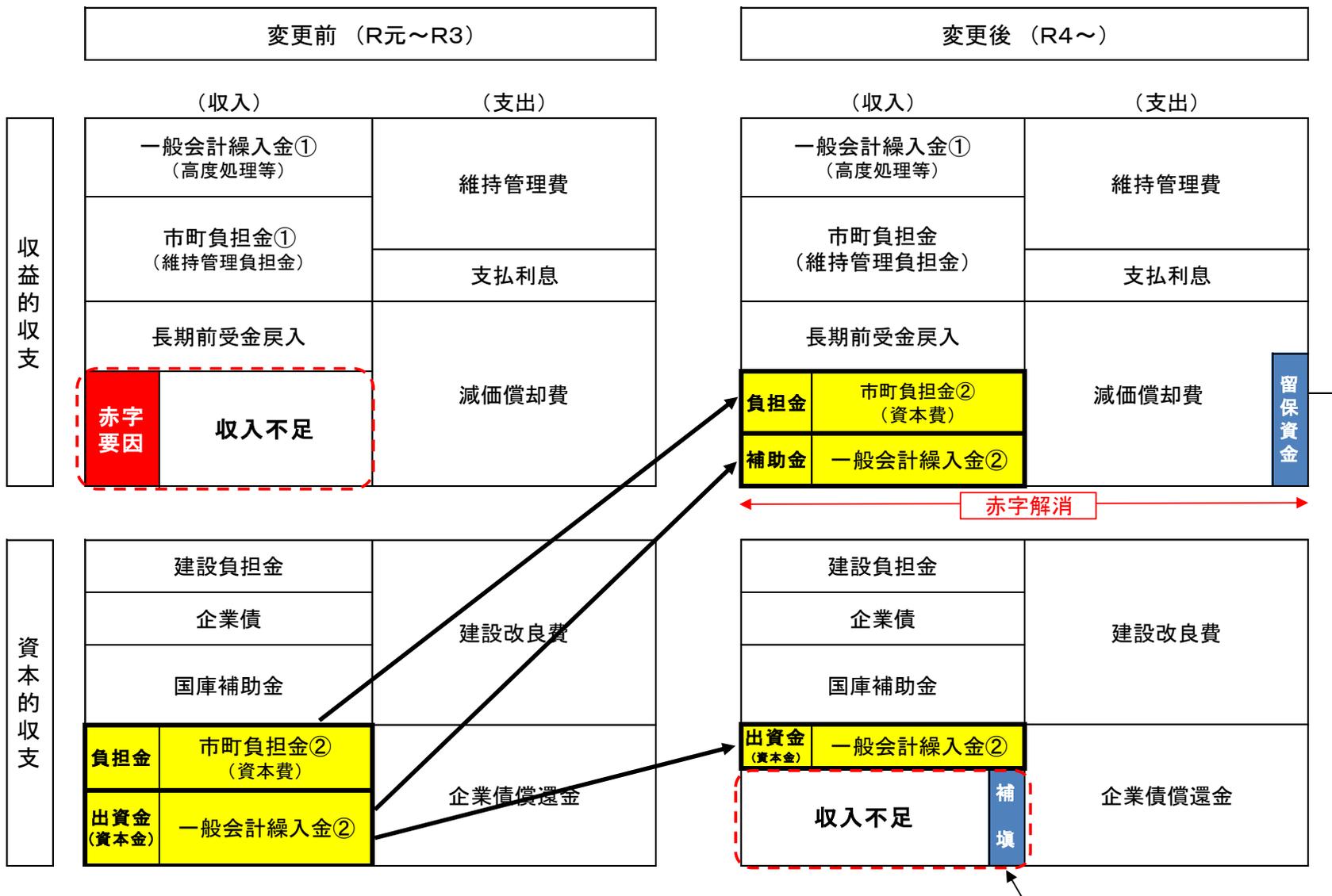
- ・ 資本的収支に出資金として計上していた一般会計繰入金を、収益的収支の営業外収益（他会計補助金）に計上
- ・ 資本的収支に計上していた資本費に係る「市町負担金」を、収益的収支の営業収益に計上

→ 収益的収支と資本的収支との間での変更であって、トータルでの資金収支には変更がないことから、市町負担金の負担増となるものではない。

- ・ 収益的収支の補助金に計上する一般会計繰入金については、減価償却費の額（長期前受金戻入を除く）までとし、それ以外は従来どおり資本的収支の出資金に計上

→ 一般会計繰入金と減価償却費の額に大きな差が生じることで、損益計算に影響（黒字化）が生じないように、収益的収支に計上する一般会計繰入金の範囲を限定

# 会計処理の見直しイメージ図

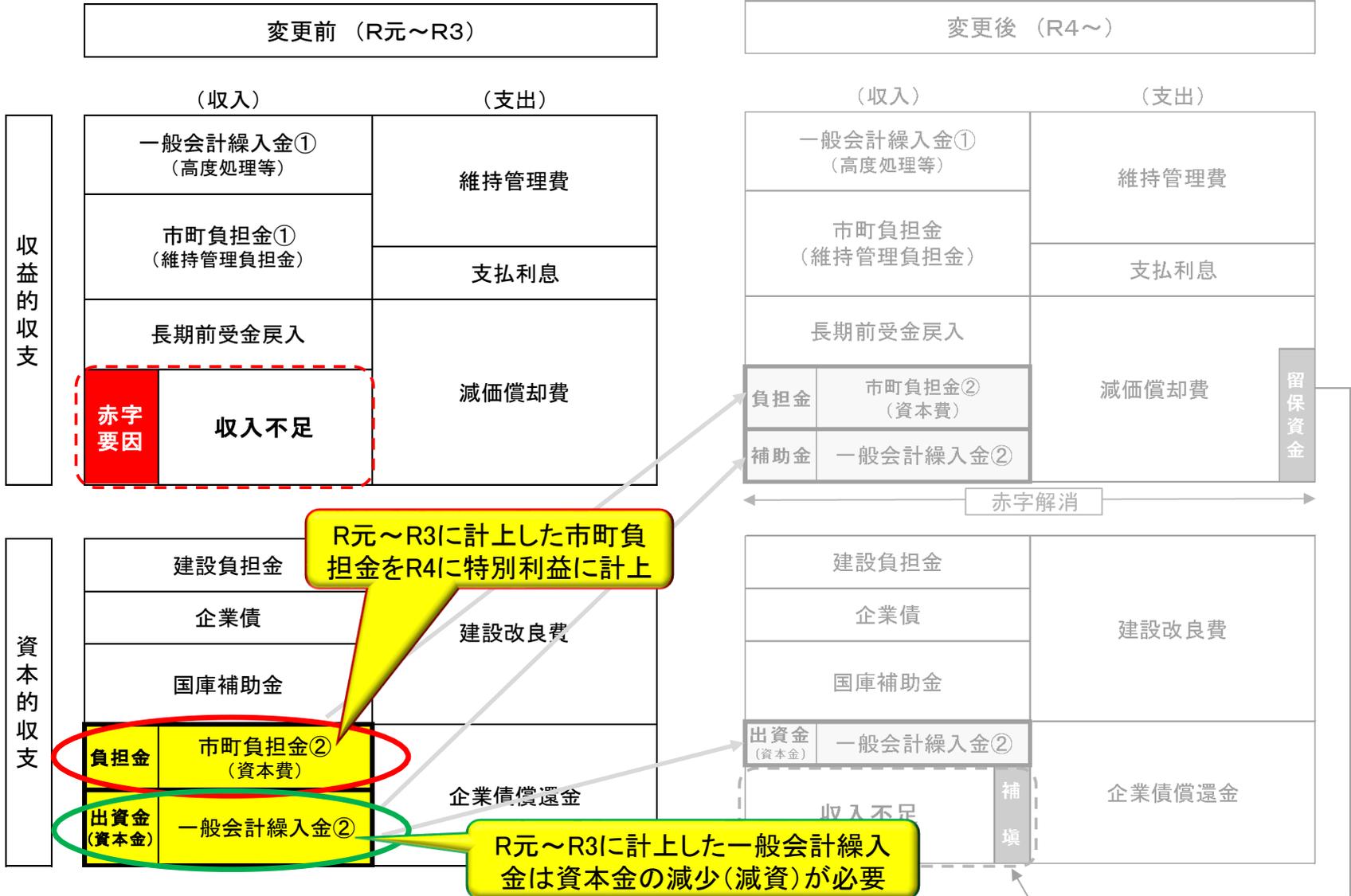


# 会計処理の見直しの概要について②

## 2 令和元～3年度に資本的収支に計上した一般会計繰入金と市町負担金について

- 令和元年度から令和3年度までに資本的収入に計上した一般会計繰入金と資本費に係る市町負担金は、それぞれ「資本金(資本)」、「長期前受金(負債)」に計上されたままとなっているため手続きが必要
- 資本費に係る市町負担金（長期前受金）については、令和4年度に特別利益として収益化
- 一般会計繰入金（資本金）により累積欠損金を解消するためには、資本金の額の減少（減資）が必要

# 会計処理の見直しイメージ図



# 今後の流域下水道事業の収支見通し

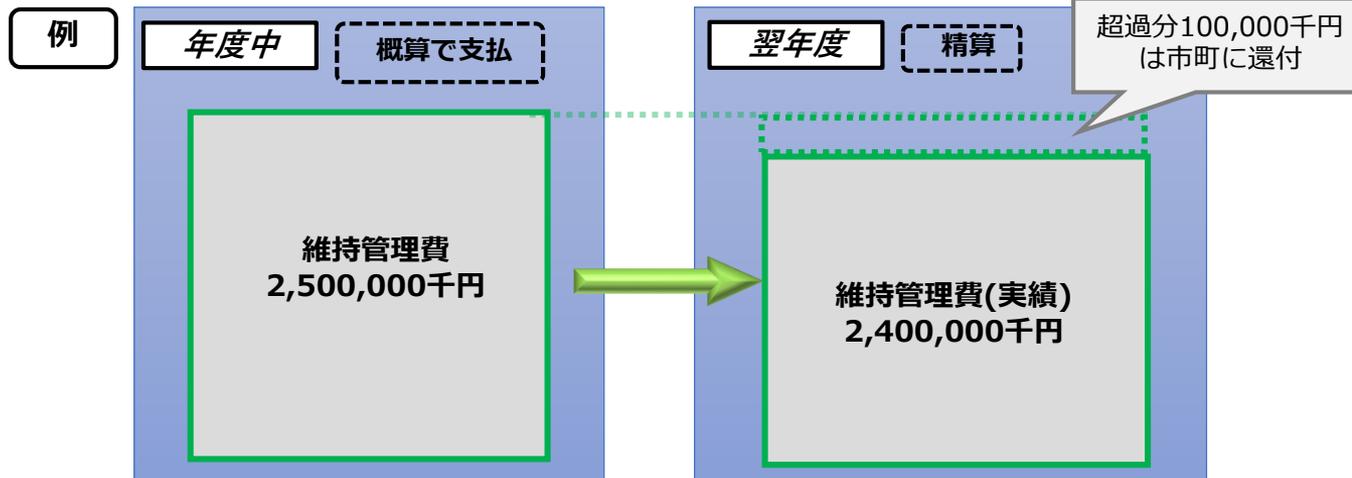
- ・ 会計処理を見直したことで、減価償却費に対応する収入不足による赤字を解消
- ・ 収入である市町維持管理負担金の算定は、過不足を翌年度に精算する仕組みのため、会計処理見直し後は収支を均衡する見込み

→ 今後の黒字により累積欠損金を解消できる見込みはない。

## 【参考】市町維持管理負担金精算の仕組み

### 【維持管理負担金の負担方法】

- ① 年度中は概算で支払 ② 翌年に費用の実績額に応じて精算



# 資本金の額の減少（減資）について①

## 1 減資の理由

- ・市町維持管理負担金は精算する仕組みとなっていることから、今後の黒字により累積欠損金を解消できる見込みがない。
- ・令和元～3年度に資本的収入の資本金に計上した一般会計繰入金については、減資が必要

## 2 減資の内容

地方公営企業法第32条第4項に基づき、令和4年度末時点での累積欠損金と同額を減資し、累積欠損金を解消

## 3 減資する額

2,945,706,320円（令和4年度末時点での累積欠損金）

## 4 減資の効果

- ・会計処理の見直しに合わせて、減資により累積欠損金を解消することで、今後の決算で流域下水道事業の正確な経営状況を示し、より経営の透明性を高めることが可能
- ・今後、累積欠損金を解消するための費用を市町や府に求めないことを明確にするため。

# 資本金の額の減少（減資）について②

## 5 減資による事業運営への影響

今回の減資は現金の支出を伴うものではないため、直接資金繰りなどの事業運営に支障が生じるものではない。

## 6 京都府議会議決

令和4年度の決算認定の議案と併せて、京都府議会へ減資の議案を提出し可決

### 参考

#### ◆地方公営企業法（抜粋） （剰余金の処分等）

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。